

公益財団法人宮崎文化振興協会

平成29年度 第2回理事会議事録

1. 日 時 平成30年3月20日(火) 午前10時～午前11時40分
2. 場 所 宮崎市宮崎駅東1丁目2-7 宮崎中央公民館 2階中研修室
3. 出席者 理事現在数 10名 定足数 6名

出席者

井上 雄二 園田 真吾 石本 由美子 大館 真晴
片野坂 千鶴子 小泉 英一 中山 隆 向井 好美

以上8名

(定款第31条第2項の規定による定足数を充足)

監事出席

木下 尚典 酒匂 俊宏

以上2名

同席者

(公財)宮崎文化振興協会事務局 次長兼経営戦略課長 有水久美

他 11名

計 12名

4. 議案

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 平成30年度事業計画書(案)について |
| 第2号議案 | 平成30年度収支予算書(案)について |
| 第3号議案 | 宮崎科学技術館開館35周年記念事業準備資金の保有について |
| 第4号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正(案)について |
| 第5号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正(案)について |
| 第6号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則制定(案)について |
| 第7号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正(案)について |
| 第8号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正(案)について |
| 第9号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正(案)について |
| 第10号議案 | 評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程改正(案)について |
| 第11号議案 | 評議員候補者の推薦について |
| 第12号議案 | 公益財団法人会計の統合について |

5. 報告事項

- | | |
|-------|-------------|
| 報告事項1 | 専決処分の報告について |
| 報告事項2 | 職務執行の状況について |

6. 議長選任の経過

司会が開会を宣した。次に定款第33条第3項により理事長 井上雄二が議長を務めること及び定款第31条第2項により会が有効に成立していることを告げ、議長の進行により議案の審議に入った。

7. 議事の経過要領及びその結果

議長は、定款第34条第2項に基づき、理事長 井上雄二と監事 木下尚典、監事 酒
句俊宏が議事録署名人になることを告げ、次の12議案及び報告事項について審議した。

(議案)

第1号議案 平成30年度事業計画書(案)について

平成30年度事業計画書(案)について、事務局長及び各館長から説明を行った。
審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第2号議案 平成30年度収支予算書(案)について

平成30年度収支予算書(案)について事務局から説明を行った。
審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第3号議案 宮崎科学技術館開館35周年記念事業準備資金の保有について

宮崎科学技術館開館35周年記念事業準備資金の保有について事務局から説明を
行った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(中山理事) 積立金の財源は決算の余剰金になるのか。
(事務局) 毎年度の余剰金を積み立てる。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第4号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正(案)について事務局から説明を行
った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(向井理事) 有期契約職員40人のうち、30年度の無期転換見込みが16人とのこ
とだが、今後は40人全員無期転換となるのか
(事務局) 職員の異動の状況から、5年以内に退職する職員もいるため、すべて無
期転換になるというわけではない。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第5号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正(案)について事務局から説
明を行った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(酒句監事) 第36条4項に追加された「また、退職後に懲戒解雇を相当とする事由
が判明した場合には、退職金を返還させる」とあるが、たとえばどのよ
うな状況を想定しているのか。
(事務局) 例えば、公金の使い込みなど懲戒解雇に該当する事由が職員の退職後に
判明した場合などを想定している。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第6号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則制定(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則制定(案)について事務局か
ら説明を行った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(酒句監事) 議案第4号 公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正(案)の第3
9条第2項に「正当な理由なく無断欠勤が14日以上に及び、出勤の督

促に応じなかったとき、または出勤の督促を不能にする状況を発生させたとき」は懲戒解雇に処するとあるが、一方で第6号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則制定(案)の第40条第1項第3号に「行方不明となりその期間が60日を経過したとき」には退職になるとある。行方不明になった場合はどちらを優先するのか。

(事務局)退職と懲戒解雇の違いであり、正当な理由があるかどうかで判断される。例えば海難事故にあっての行方不明なら懲戒解雇にはあたらないと思われる。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第7号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正(案)について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第8号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正(案)について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第9号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正(案)について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第10号議案 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程改正(案)について

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程改正(案)について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第11号議案 評議員候補者の推薦について

評議員候補者の推薦について事務局から説明を行った。審議後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

第12号議案 公益財団法人会計の統合について

公益財団法人会計の統合について事務局から説明を行った。本議案に関連して次の質疑応答があった。

(小泉理事)公益会計区分については、県からの指導で細かく分類したと思うのだが、今回の統合に関して県からの意見はどうなっているのか。

(事務局)県の担当課にも相談しており、統合したほうがよいのではないかというアドバイスもあって本議案提案となった。

質疑応答後、議長が諮ったところ、特段の異議もなく満場一致で可決した。

報告事項1 専決処分の報告について

事務局次長兼経営戦略課長 有水久美から、専決処分の報告について報告があった。

報告事項2 職務執行の状況について

専務理事兼事務局長 園田真吾から、職務執行の状況について報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、午前11時40分に司会が閉会を宣し、解散した。

上議決を明確にするため、本議事録を作成する。
なお、以上この議事録が正確であることを証するため、理事長及び出席した監事は次のとおり署名する。

平成30年3月 28 日

公益財団法人宮崎文化振興協会 平成29年度 第2回理事会

理事長 井 工 雄 三

監 事 木 下 尚 典

監 事 酒 匂 俊 宏